

一般廃棄物処理計画について

1 一般廃棄物処理計画について

市町村は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する「一般廃棄物処理計画」として、「基本計画」及び「実施計画」を定めなければならない（構成は「ごみ処理に関する計画」と「生活排水処理に関する計画」から成る）。

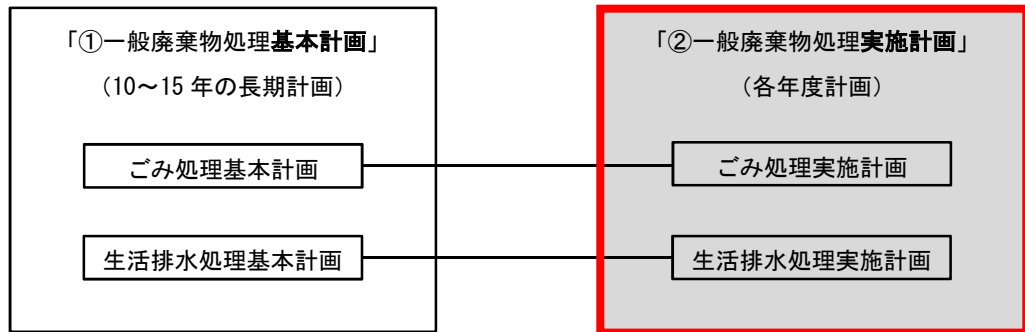
【一般廃棄物処理計画の構成】

一般廃棄物処理計画は、

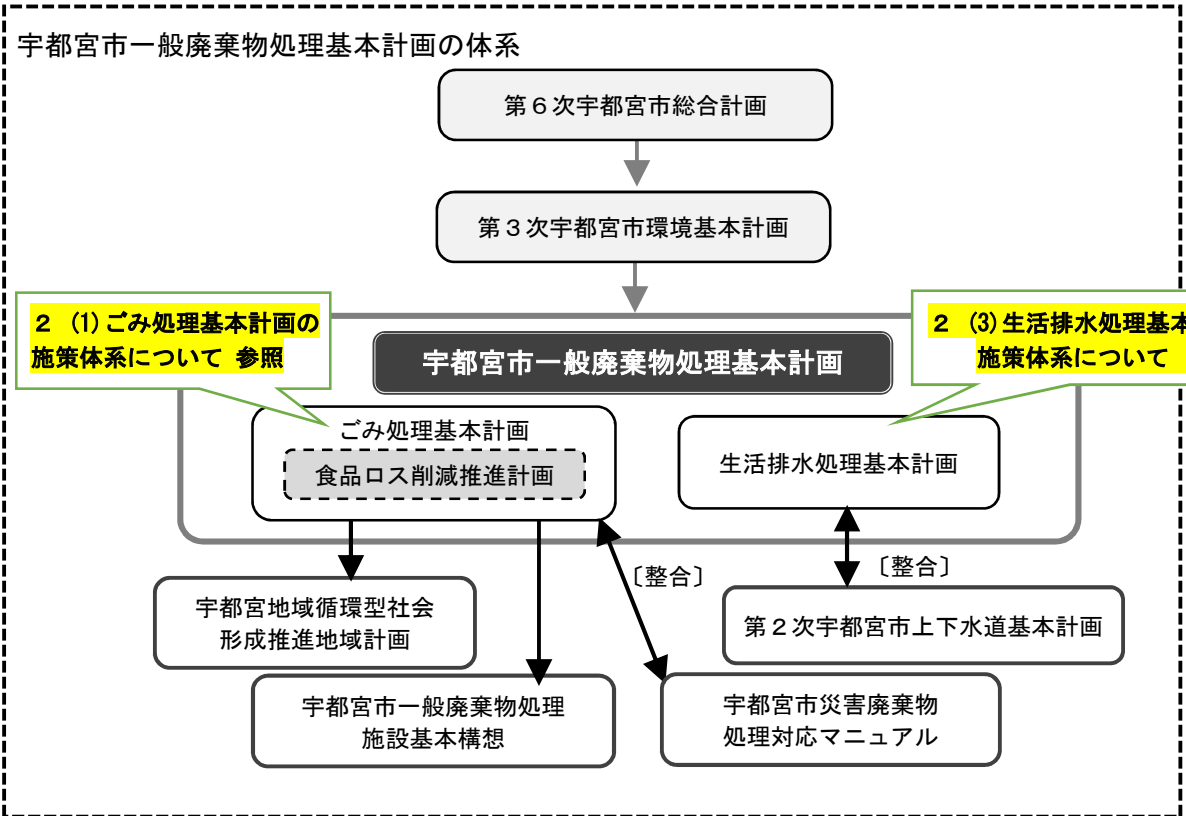
① 10～15年の長期的視点に立った基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）

② 基本計画に基づき年度ごとに定める計画（一般廃棄物処理実施計画）

から構成される



名称	①宇都宮市一般廃棄物処理基本計画	②宇都宮市一般廃棄物処理実施計画
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込 一般廃棄物の排出抑制のための方策 分別収集する一般廃棄物の種類及び分別区分 一般廃棄物の適正な処理等に関する基本的事項 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項 	「①宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」の実施のために必要な左記に関する各年度の事業について定める。
位置づけ	・「第6次宇都宮市総合計画」や「第3次宇都宮市環境基本計画」を上位計画としており、これらの計画及びその他関連計画と整合を図る。（P2参照）	・「①宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」の実施のために必要な各年度の事業について定める。
計画期間	15か年（令和3年度から令和17年度）	1か年（4月1日から翌年3月31日）
策定時期	令和3年3月（5年ごとに策定）	2月（毎年前年度末までに、次年度計画を策定）



【本計画と関係が深いSDGsの目標】

- 目標 6 安全な水とトイレを世界中に
- 目標 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
- 目標 11 住み続けられるまちづくりを
- 目標 12 つくる責任 つかう責任
- 目標 13 気候変動に具体的な対策を
- 目標 14 海の豊かさを守ろう
- 目標 15 陸の豊かさも守ろう

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任
13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	

2 各基本計画の施策体系について

(1) ごみ処理基本計画の施策体系について

【基本指標 1】
一人 1 日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）



【基本指標 2】
事業系ごみ排出量（資源物以外）（t）



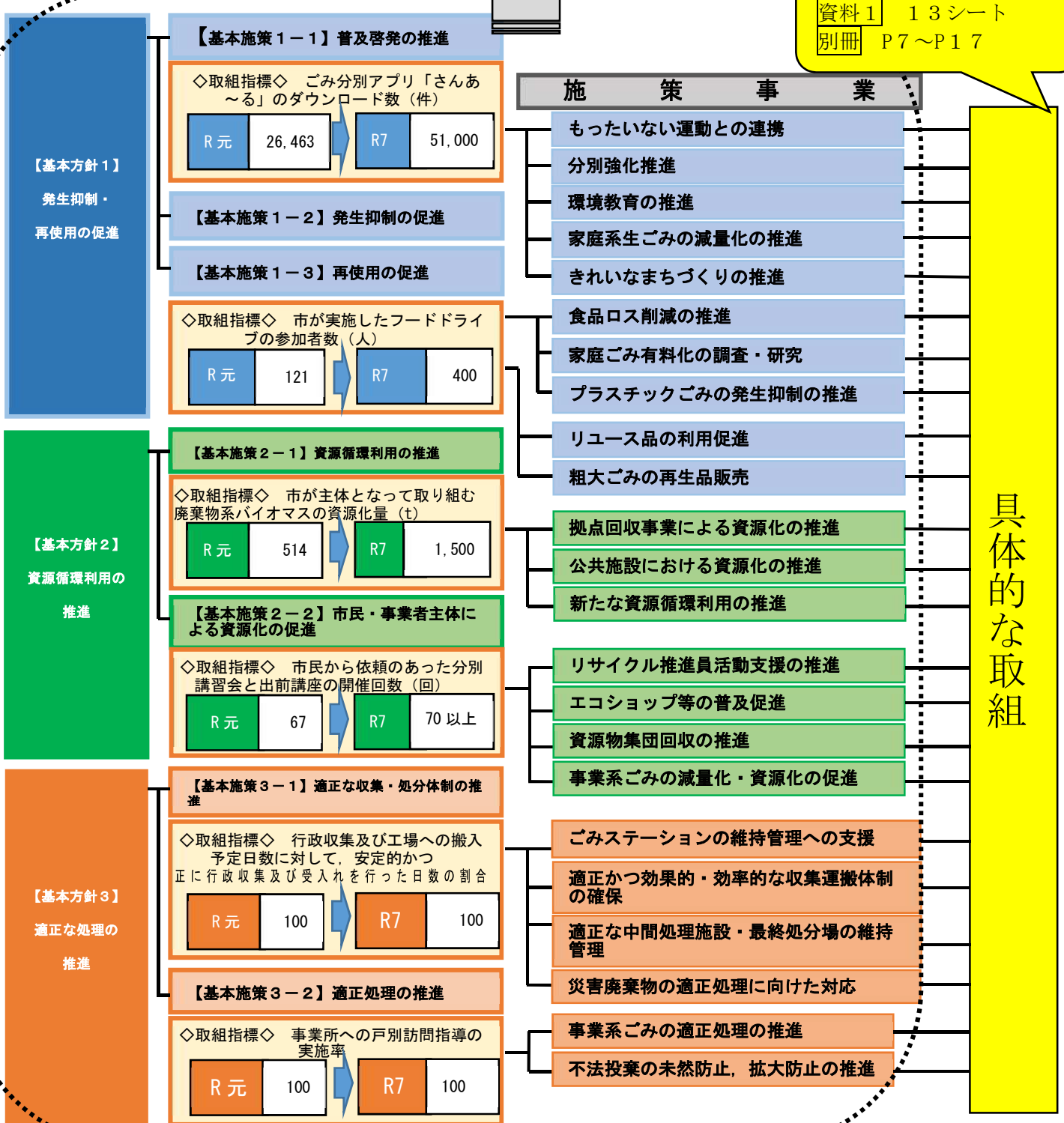
【基本指標 3】
最終処分量（埋立量）（t）



各施策事業の取組を実施し、3つの基本指標の目標値（令和7年度）達成を目指していく。

ごみ処理実施計画へ計上

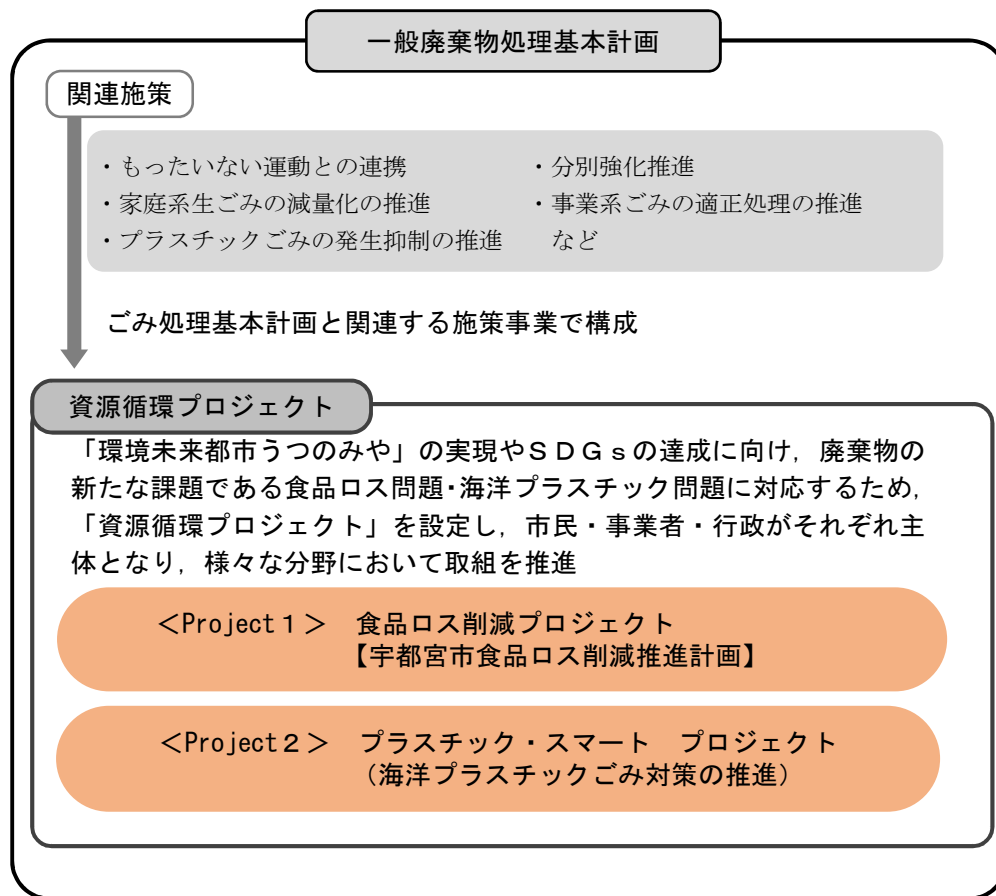
資料 1 13シート
別冊 P7～P17



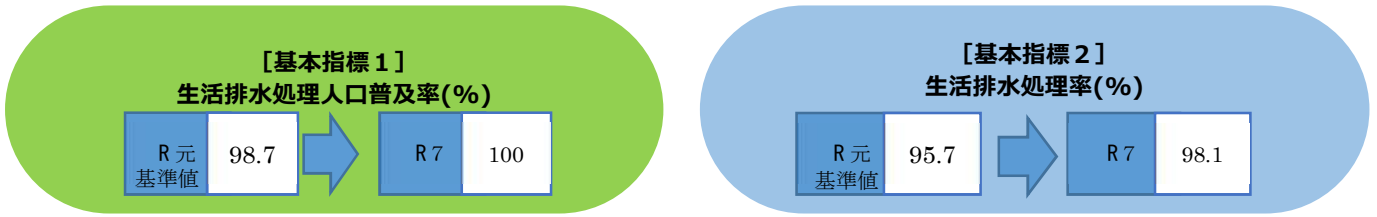
(2) 資源循環プロジェクトについて

国際的な課題となっている「食品ロス問題」や「海洋プラスチックごみ問題」に対応するため、ごみ処理基本計画と関連する施策事業で構成した「Project 1 食品ロス削減プロジェクト」、「Project 2 プラスチック・スマートプロジェクト（海洋プラスチックごみ対策の推進）」を資源循環プロジェクトとして位置付けたもの。市民・事業者・行政がそれぞれ主体となり、連携して課題への取組を推進していくこととしている。

※各施策事業と資源循環プロジェクトとの関係については別紙1（1番右端の欄）
若しくは別冊（P7～P17）参照



(3) 生活排水基本計画の施策体系について



各施策事業の取組を実施し、2つの基本指標の目標値(令和7年度)達成を目指していく。

